岡 村 信 孝

最近は日本の大学においても、基礎教育の一環として思考力や表現力の向上を図る必要性が 認識され、そのための様々な取り組みがなされるようになってきた。この試みは今後更に発展・ 充実させるべきであろうが、そのためには実践的な教育方法の開発だけでなく、人間の知的能 力およびその成長についての基礎的研究もまた必要とされるであろう。ところで、人間の知的 活動には課題設定、構想、調査、推理、検証といった思考活動の面と、それらの伝達、討論と いった表現活動の面とがあり、このいずれの面においても、それが論理的・客観的で生産的で あるためには、いくつかの基本条件が充たされなければならない。例えば感情、欲求、願望、 要求等の情意活動と本来の知性活動とを区別し、前者をできるだけ知性のコントロール下に置 くことが必須の条件である。また知性活動の中身についても「意見」と「事実」、あるいはよ リー般的には「意見」と「知識」の区別 . そしてこれらと「情報」や「蓋然性」との関係. 更には「仮説」や「信念」が人間の知的活動全体の中で占める位置と役割といった事柄につい て、更にはどういう仕方で知識や蓋然性の高い認識、あるいは十分に批判に耐えることのでき る意見や信念が形成されるのかといった点について充分な理解を持つことなしには、確かな知 的活動や,またその能力を育てるための適切な教育を行なうことは不可能に近い。人間の精神 史の中でこれらの課題に最も真剣に取り組んできたのは、認識論、知識論、論理学、科学論を 内に含む哲学 (一部倫理学と教育学も関係する) である。以下では、この観点からカントの哲 学、特にその知識論・信念論を取り上げ、現代においてもなおその意義を失わない彼の思想の 内奥に光を当ててみたい。

I 問題設定

カント知識論のキーワードをいくつか拾ってみよう。臆断、確信、確実性、意見、信念、知識、真理、誤謬、仮象、仮説、蓋然性 これらを枚挙するだけで、カントの知識論と我々の問題意識との親近性が観て取れるであろう。ところで、これらのタームの相互関係を調べてみると、次の二組の概念枠がカントの知識論を理解する上で特に重要であることが解る。(1)「臆断」Überredung と「確信」Überzeugung の区別(二分法)。(2)「意見」Meinen、「信

念」Glauben,「知識」Wissenの区別 (三分法)。

カントのこの区別の淵源はプラトンにまで遡る。プラトンは多くの対話編で、「臆見」 (doxa) ないし「信念」(pistis) と「知識」(episteme) とを概念上はっきりと区別した上で、如何にして前者 (臆見、信念) から後者 (知識) が生じうるかという問題を立て、それに様々な角度から、模範的とも言える鋭利な考察を加えている¹)。しかし「臆見」と「信念」は特に区別されることなく同等のものとして扱われ、従って彼の知識論は基本的に「臆見」と「知識」という二分法の下で展開される。 これはデカルトにおいても全く同様である。『省察』第3の冒頭近く (S.35) で、外的事物が存在し (extra me esse)、感覚に対して全き類似性 (omnino similes)を持つとする我々の信念を例として、一方で信念(「信じる」credere、「信じ込む」 arbitrari、「受け入れる」 admittere、「肯定する」 affirmare、「判断する」 judicare 等の動詞で表現される)が、他方で「知ること」 scire、「明晰判明な認知」 clara et distincta perceptio が区別され対比される。第1省察と第4省察の関係部分でも同様である。これらの箇所でデカルトがプラトン同様、一方に臆見ないし信念、他方に知識という二分法を受け入れていることは明白である²)。カントではどうだろうか。

「純粋理性批判」「超越論的方法論」第2章「純粋理性の規準」第3節「意見と知識と信念について」で上記の二種類の分類が提示される。しかしカントはなぜ二分法の他に三分法を導入したのだろうか。これら五つの項・概念はどう区別され、また関係づけられるのであろうか。特に次の点が重要である。(1)「確信」と「知識」とはどういう関係にあるのか。(2)「臆断」と「意見」、「臆断」と「信念」とはどういう関係にあるのか。(3)「意見」と「信念」とは何故区別されるのか。 取り敢えずここでは次の点に注目することが大切である。第2分類

¹ 『テアイテトス』158b-d, 161d, 166e-167b, 171e-172b, 179b-c, 186c-189c, 201a-d; 『ゴルギアス』454d-455a; 『国家』477e-478d, 479d-480a; 『メノン』82e, 83a-84c, 85b-e, 97a-98a; 『饗宴』202a; 『チマイオス』51d. を参照 (岩波『プラトン全集』)。

² 第1省察の冒頭部分では、単に真として受け入れ (pro veris admittere) られているだけのものと「堅固 で揺るぎないもの」(firmum et mansurum) とが区別される (S.17)。第4省察では、一方に「もっともらし い推測」(probabiles conjecturae) あるいは「この上なく真であると以前に信じていたすべてのもの」(omnia quae prius ut vera quammaxime credideram) が置かれ、他方それとは全く異質なものとして「知性によっ て充分に透徹した仕方で認識されるすべてのもの」(omnia quae ab illo [] satis perspicue cognoscuntur) が置かれる。後者は「確実で疑い得ない根拠」(certae atque indubitabiles rationes) を持つとみなされる (S.59). Vgl. auch Discours: "ce qui ne m'avait été persuadé que par l'exemple et par la coutume" (S.10; vgl. auch S.16). "toutes les opinions que j'avais reçues jusques alors en ma créance" (ibid. S.13; vgl. auch S.15). "connaissance claire et assurée" (ibid. S.4; vgl. auch S.16). なお, テクストとしては 『省察』はデカルト全集第7巻 (Oeuvres de Descartes , publiées par Adam et Tannery), 『方法序説』は 以下を使用する: Discours de la Méthode, texte et commentaire par Gilson. Vgl. auch Austin, J.L. 》Other Minds《, in: Philosophical Papers, 3.ed., Oxford 1979, pp. 76-116. (『オースティン哲学論文集』 pp.104-182.) この論文では「信じている」(believe) ないし「確信している」(I am sure/certain) と「知っ ている」(know) とが対比され、両者について周到な意味分析・用例分析がなされている。Vgl. auch Stegmüller, W., & Glauben, Wissen und Erkennen (, in: Zeitschrift für philosophische Forschung Bd. , 1956.

(三分法)においては「意見」と「信念」とが明確に区別されている。プラトンやデカルトにおいては意見と信念は特に区別されることなく一括して扱われ、そして知識の欠如態として否定的に評価されていたが、カントにおいては信念は意見から明確に区別され、そしてそれに基づいて「単なる意見」ではないものとして積極的に評価される³⁾。 以下では、先ずテクストの分析によって、上の五つの基礎概念の意味・相互関係について解明し、更に知識と信念(信仰)に関するカントの思想とその意義について考量する。そのため基本テクストとして『純粋理性批判』方法論の「意見と知識と信念について」と題される節(20段落から成る)を選び、その解釈を進めながら考察を進めていく。第1段落と第6段落でカントは次のように述べている。

「承認は我々の悟性の中の出来事であり、それは客観的な根拠に基づくことがあるとしても、判断する人の心の中にある主観的原因をも必要としている。もし承認が理性を有する限りの万人に妥当するものであるのなら、その根拠は客観的に充分であり、この承認はこのとき確信と呼ばれる。それが単に主観の性状のうちにその根拠を有するにすぎないのなら、それは臆断と名づけられる。」(A820/B848)

「承認,あるいは判断の主観的妥当性には、確信 (これは同時に客観的に妥当する) への関係から見ると、次の三つの段階がある。考える、信じる、そして知ることである。考えること [意見] は、主観的にも客観的にも不充分だと意識されている承認 [の働き] である。これが単に主観的に充分であるだけで客観的には不充分だとみなされるとき、それは信 [信念、信仰] と呼ばれる。最後に、主観的にも客観的にも充分な承認 [の働き] は知 [知識] と呼ばれる。主観的充足性は (私自身にとっての) 確信と呼ばれ、客観的な充足性は (万人にとっての) 確実性と呼ばれる。」(A822/B850)

カントのこの説明には不明な点がいくつかある。まず「確信」(Überzeugung) について第 1 段落では「万人に妥当」し「その根拠は客観的に充分である」と述べ、更に第 6 段落の冒頭でもこれを再確認するかのように「同時に客観的に妥当する」と述べられているにも拘らず、第 6 段落の最後では、確信は「主観的充足性」を表すと言われている。これは自家撞着ではないか。 また、第 1 段落で確信は主観的充足性だけでなく客観的充足性をも持つと述べられているが、後者は第 6 段落で「確実性」(Gewißheit) に言い換えられているから、第 1 段落

 $^{^3}$ 『純粋理性批判』第 2 版序文でカントはこう述べている。「従って私は信仰に場所を開けるために,知識を退けなければならなかった」(BXXX)。ここで,「信仰」と訳されたドイツ語 G Glauben は,広く「信念」という意味を持っている。以下,引用に当っては,原著者自身の強調は,翻訳の場合は網掛け,原文の場合はイタリックで示す。傍点(日本語)及びゴシック(欧文)は筆者による強調を,また $[\]$ は筆者による補足を,そして $[\]$ の中が空白の場合はこの部分の原文が省略されていることを示す。なお,カントへの参照は『純粋理性批判』初版を A,第 2 版を B で示し(PhB Bd. 37a, Felix Meiner),それ以外はアカデミー版全集の巻数と頁数で行なう。

の「確信」は第6段落の「知識」(Wissen) と結局は同じものを指すと解される。すると次の疑念が生じる。第1段落で「確信」が「臆断」(Überredung) と、第6段落で「知識」が「意見」および「信念」と対比されているが、第1段落の「確信」と第6段落の「知識」が同じものを指すとすれば、第1段落の「臆断」は第6段落の「意見」ないし「信念」のいずれかと同じか、あるいはこの両者を含む上位概念であるのではないか。

Ⅱ 臆断と確信

1) 承認,その主観的根拠と客観的根拠

そこで先ず、上で「承認」と訳した Fürwahrhalten について、その意味を明確にすることから始めよう。この言葉は für wahr halten に由来し、何かを「真とみなす」あるいは「真と認める」という意味を持っている。「みなす」あるいは「認める」という動詞の部分(halten)は、「受け入れる」(annehmen)⁴⁾に置き換えることが可能である。

ところで、真とみなされる内容、これをカントは「判断」(Urteil) という言葉で表すが⁵⁾、現代ではむしろ「命題」(Satz, proposition) あるいは一般に「意味」(Sinn, Bedeutung, meaning)⁶⁾ という表現が使われることが多い。その内容は個別主観を超えて共有されていなければならない。これは真偽について我々が共同で問うための前提条件であり、これが調っていない場合には議論は空転する。これを避けるためには真偽を問う前にその意味内容、思考内容の不一致に気づき、必要な調整を行なって、予めその一致に辿り着かなければならない。この一致が達成されたとき思考内容は個々の主観を超えたものとして、即ち客観的で間主観的なものとして我々の間で確立され共有される。

それに対して、このように共有された思考内容・意味内容を真と認めて受け入れるか、それとも偽とみなして斥けるかは個々の主観に依存しており、それは個々の主観の作用として行なわれる。「承認は我々の悟性の中の出来事 (eine Begebenheit in unserem Verstande) である」⁷⁾ という文はこの意味で言われている。なお、カントは、デカルトの伝統に従って、「判断」(Urteil, judicium) という言葉を、この承認ないし排斥作用の意味でも使うから、この場

 $^{^4}$ Vgl. R2199, R2450. デカルトは第 1 省察の冒頭で「何と多くの偽であるものを真であると受け入れてきたことか」(S.17) と語っているが、この「受け入れる」(admittere) はドイツ語なら annehmen に当る。従って「真であると受け入れる」(pro veris admittere) は "als wahr annehmen/anerkennen", "für wahr halten" と訳することができる。annehmen というドイツ語の意味の広がりについて、ここでは触れない。RR2199, 2450, 2462, 2544, 2788参照。

⁵「ア・プリオリな総合判断」(synthetische Urteile a priori) という表現もそうである。Vgl. auch Logik § 30Anm. 3 (109), R2252.

⁶ A146/B185, A55f./B194f., A245, B302Anm., 133.

⁷ Vgl. Abs. 4: 「我々の心の中の出来事」(eine Begebenheit in unserem Gemüte)。Vgl. R2459: "Vorwahrhalten: die subiective Gültigkeit des Urtheils (valor subiectivus coram intellectu)."

合には「承認」(Fürwahrhalten) と「判断」(Urteil) ないし「判断作用」(Urteilen) との間には、基本的に差がないということになる⁸⁾。

「承認」についてカントは、その「主観的原因」(subjektive Ursachen) と「客観的根拠」(objektive Gründe)を分ち、後者は欠ける場合があるが前者は一般に「承認」が成立するための不可欠の条件であると述べている。この主観的原因、主観的根拠を持つものとして「承認」は一般に主観的妥当性(subjektive Gültigkeit)ないし「個人的妥当性」(Privatgültigkeit)⁹⁾ (Abs. 2)を持つとされる。その上でカントは「臆断」(Überredung)と「確信」(Überzeugung)とを次のように区別する。承認が「単に」(nur)主観的根拠を有するにすぎない場合には臆断が生じ、それが主観的根拠のみならず「客観的に充分な」(objektiv hinreichend)根拠をも有する場合には¹⁰⁾確信が生じる。妥当性については、前者は「単に個人的な妥当性(nur Privatgültigkeit)を有するにすぎず」(Abs. 2)、他者と「共有されえない」(läßt sich nicht mitteilen)(ibid.)¹¹⁾が、それに対して後者は「理性を有する万人への妥当性」(für jedermann gültig ist ¹²⁾、sofern er nur Vernunft hat ¹³⁾)を持つ。なお「単に個人的妥当性を有するにすぎない」とか、他者と「共有されえない」という点で、臆断は明らかに欠如性・不充分性を伴っている。「単なる臆断」(bloße Überredung)(Abs. 2, 11)という表現はこれを示している。

⁸ Vgl. 第 1 段落の次の語句を参照: "subjektive Ursachen im Gemüte dessen, der da urteilt". また, 第 2 段落で「承認の根拠」という代りに、「判断の根拠」(der Grund des Urteils) と言われている。Vgl. auch R2473: "Wahrheit ist obiective Eigenschaft der Erkenntnis. Das Urtheil, wodurch etwas als wahr vorgestellt wird (die Beziehung auf meinen Verstand und also ein besonder[es] Subiect), ist subiectiv: das Vorwahrhalten." Vgl. auch 66, A293/B350, RR2259, 2496, 83f., 386. 判断作用の意味で「命題」(Satz) という言葉も使われる。RR2142, 2252.

⁹ プラトンについては以下を参照: 『テアイテトス』152b-c, 158d-160c.

¹⁰ 主観的根拠は凡ての承認が持っている。その上に更に客観的根拠をも (auch) 持つかどうかが問われているのである。 Vgl. 73: "Der Überzeugung steht die Überredung entgegen, ein Fürwahrhalten aus unzureichenden Gründen, von denen man nicht weiß, ob sie bloß subjectiv oder auch objectiv sind." なお「客観的に充分な根拠を有する」承認のことを,カントは簡単に「客観的に充分な」承認とも言う。 Vgl. auch Abs. 6 und R2466.

 $^{^{11}}$ ここで言う「共有可能性」(Mitteilbarkeit) は、上述の「思考内容の共有可能性」ではなく、その「真偽の共有可能性」を意味する。後者については $R2147,\,R2127$ を参照。

^{12 「}万人への妥当性」(Gültigkeit für jedermann) については『判断力批判』§§ 6-7(211-213) をも参照。なお万人への妥当性は、「単に個人的な妥当性」(nur Privatgültigkeit) ではないと言われていることから明らかなように個人的妥当性をその一部として含んでいる。R2127: "Was allgemein gültig ist, ist auch vor mich gültig []."。なお「万人への妥当性」はカントにおいて「普遍妥当性」(Allgemeingültigkeit) (vgl. Prol. §§18-19, K.d.U. § 8.) とも言われる。ただしここでは、例えば空間・時間や因果律が現象一般に普遍的に妥当するという意味での妥当性、即ち認識対象への普遍的妥当性を意味するのではなく、認識主観への普遍的妥当性を意味している。感性論ではこの両者が「普遍的妥当性」(allgemeine Gültigkeit) という同じ言葉で言い表されている (A27f./B43f.)。

¹³ Vgl. R2127: "Was vor meine Vernunft gültig sein soll, muß allgemein gültig seyn []."

2) 充分な根拠と不充分な根拠

このように、確信は「客観的に充分な根拠」と「万人への妥当性」を持つ特別の承認として認められたが、この二条件の関係についてカントは第1段落で「承認が理性を有する万人への妥当性を持つとき、その根拠は客観的に充分であり」と述べ、「万人への妥当性」が「客観的に充分な根拠」を持つことの充分条件だと主張している¹⁴⁾。しかし、カントはここで明示的に述べていないが、この逆も言えるはずである。「承認が客観的に充分な根拠を持つとき、それは万人への妥当性を持つ」と言えるはずである。つまり上記の二条件は論理的に等値、必要充分条件の関係にあるであろう。

ところで、承認の客観的根拠だけでなく主観的根拠に関しても同様に、充分な根拠と不充分な根拠を分けて考えることができる。従って、承認の根拠としては次の 4 種が考えられる。 (1) 主観的に充分 (Sh), (2) 主観的に不充分 (Su), (3) 客観的に充分 (Oh), (4) 客観的に不充分 (Ou)。 「確信」が Oh を持ち「臆断」はそれを持たないとカントが第 1 段落で考えていることは明らかである。そして臆断が Sh を持つことも明らかである。なぜなら、臆断においては真偽に関して留保無しに断定が下され、この断定は何らかの充分な根拠に支えられているはずだが、しかし臆断は客観的根拠としてはそれを持たないのだから、ただ主観的根拠としてしかそれを持ちえないであろうから 15)。 なお確信が Sh を持つことも明らかである。 こうして確信が Oh と Sh を持ち、他方臆断は Sh は持つが Oh は持たないことが明らかになった。では臆断は Ou なら持つことができるであろうか。

これは一見カントによって否定されているように見える。彼は第1段落でこう述べていたからである。「主観の特殊な性状のうちにのみ (nur in der besonderen Beschaffenheit des Subjekts) その根拠を有するとき,承認は臆断と呼ばれる。」もしこの理解が正しいとしたら,臆断と確信とへの承認の区分は,論理的に見て矛盾対当 (否定)の関係ではなく,反対対当の関係にあることになる。第1段落の字面を追う限りでは,これ以外の解釈はありえないように見える。しかし別な解釈,つまり臆断と確信とを矛盾対等の関係において捉える解釈が可能だと考えられる。即ち臆断が何らかの客観的根拠を持ちうるということを否定する必要はないであろう。もっとも,この臆断が持つかもしれない客観的根拠は我々を臆断へと導くのに充分な根拠ではない。我々が臆断へと導かれるのはこれによってではなく,あくまで我々の内なる主観的根拠によってである。後者だけが臆断の成立にとって充分で(zureichend)決定的な

 $^{^{14}}$ 別な言い方をすれば、万人への妥当性を持つためには承認は、その根拠が客観的に充分なものでなければならない。つまり、後者は前者の必要条件である。ハイムゼートはこう理解している。Heimsoeth、H.、 $Transzendentale\ Dialektik\ (1971)$ 、S.776. ただし、彼においては「客観的に充分」という形容詞は「万人に妥当する」に置き換えられている。この置き換えは後ほど明らかにするように不当ではない。

R2459: "Überredung: wenn es subiectiv hinreichend ist; Überzeugung: wenn es obiectiv ist." R2465: "Das subiectiv hinreichende [Vorwahrhalten], was es [gemeint: hinreichend] *nicht objektiv* ist, heißt Überredung; ist es zugleich obiectiv [hinreichend], Überzeugung."

(ausschlaggebend, entscheidend) 根拠であるのである。

更に、第2段落の最初の文章についても同様の補足が必要である。「臆断は単なる仮象であって、というのは、判断の [充分な] 根拠が単に主観のうちにあるにすぎないのに、これ [即ち主観のうちにある充分な根拠] が客観的だと見なされるのだから。」¹⁶⁾ 従って臆断の根拠に関しては、「主観的には充分だが客観的には充分ではない」と言えば足りている。 臆断が客観的根拠を全く持たないとまで言う必要はない。 それはある程度は客観的根拠を持つかもしれない。 しかし仮にこれを持ったとしても、それは決して充分なものではない。 充分な根拠としては主観的なものしか臆断は持たないのである。

実は、カント自身、論理学講義などでこれと同じ理解を示している。「確信は臆断に対立する。後者は不充分な根拠に基づいてなされる承認であるが、これらの根拠が単に主観的であるのかそれとも客観的であるのか知られていない。[] 多くの認識について我々は我々の承認の根拠が客観的なのか主観的なのか判断できないと意識するのである」(73)¹⁷⁾。

臆断において我々は我々の有する根拠が客観的なのかそれとも単に主観的なのか区別することすらできないにも拘わらず、本当は主観的にすぎない根拠を客観的であると取り違えて留保なしの断定を下すのである。このように主観的根拠を客観的根拠と取り違えるという点におい

¹⁶ 次についても同様である。R2486: "Ein Vorwahrhalten aus blos subiectiven [hinreichenden] Gründen ist Überredung." なお、以下の挿入は補足というよりは、むしろもともと含意されていたものの明確化と言うべきであろう(「充分」と最初に言われている)。 R2451: "Das subiectiv hinreichende Vorwahrhalten, welches zugleich obiectiv [hinreichend] ist, ist Überzeugung; ist es nicht [obiectiv hinreichend]: Überredung." R2465: "Das subiectiv hinreichende [Vorwahrhalten], was es [gemeint: hinreichend] nicht obiectiv ist, heißt Überredung; ist es zugleich obiectiv [hinreichend], Überzeugung." Vgl. auch R2459.

 $^{^{17}}$ 以下も参照。「(客観的なのかそれとも単に主観的なのか区別できないで) 主観的根拠に基づいてなされる承認」(R2698) Vgl. auch R2696. なお, 73でも「不充分」と言われていたが,これは客観的根拠までも含めた根拠全般を考えて不充分と言われていたのであって,不充分とはここでは,主観的に不充分ということを意味するものではない。

て、換言すれば、単なる臆断でしかないのに確信の「段階」(Stufe) (Abs. 6) に達していると誤認する 18) という点で、我々は臆断において基本的な誤謬を犯しているのである。この誤謬をカントは「形式上の虚偽」(formaliter falsch) 19) と名づける。なおここで「形式上」と言われるのは、上の誤謬、即ち主観的根拠と客観的根拠の取り違えにも拘らず、運よく臆断の内容が偶々真であるという場合がありうるからである。他方でしかし、たとえこのように「質料的に真」der Materie nach (materialiter) wahr 20) であったとしても形式上の誤謬を犯していることには変わりなく、その意味で臆断は「不正」(unrecht) 21) であり、しかもそこから多くの質料的誤謬が生まれてくる可能性が高いのであってみれば、我々は細心の注意を払っ

¹⁸ A407/B434では「妄想された確信」(eingebildete Überzeugung) と言われている。(Vgl. Meiers Auszug aus der Vernunftlehre, §184: 473)

¹⁹ Vgl. 73: "Obgleich jede Überredung der Form nach (formaliter) falsch ist, sofern nämlich hierbei eine ungewisse Erkenntniß gewiß zu sein scheint:" R2677: "scheint sie [gemeint: ungewisse Erkenntnis] gewis, so ist sie Überredung. Diese ist iederzeit formaliter falsch." ただし、第4段落で「間 違った承認」(das trügliche Fürwahrhalten) とか、「仮象によって欺かれる」(dadurch 「gemeint: durch den Schein] hintergangen) とか言われている時には、質料的誤謬が考えられている。また 自己矛盾を含むという意味で「形式的虚偽」(formale Falschheit) という言葉が使われている。 の虚偽」(formaliter falsch) 及び「質料的虚偽」(materialiter falsch) という言葉はデカルトに由来するが、 その意味は異なっている。デカルトの言う「形式的虚偽」(falsitas formalis), これは「本来の意味での虚偽」 (falsitas proprie dicta) とも言われる (Med. 3, S.43) が, それは「判断のうちに見出されうる誤謬」(error qui possit in illis reperiri) (ibid. S.37) と言われているように、カントの言う「質料的虚偽」を意味してい る。他方「質料的虚偽」 (falsitas materialis) としてデカルトは、判断(判断作用を意味する) ではなく、そ れに先立って観念 (idea) のうちに既にありうる虚偽, 即ち観念が「事物でないものを事物であるかのように 表現している」(non rem tanquam rem repraesentant) (ibid. S. 43) 場合, この観念に属する虚偽を理解 している。これはカントの言う概念の単なる「観念性」(Idealität) に近い。観念性に対立するのは「客観的 妥当性」(objektive Gültigkeit),「客観的実在性」(objektive Realität) である。 - - なお, カントの言う 「形式上の虚偽」は,事柄自体としてはデカルトも認めている。以下を参照。「実際は認知していないのに明 晰に認知していると私は思い込んでいた」(clare me percipere arbitrabar, quod tamen revera non percipiebam)。この「私は思い込んでいた」(arbitrabar) という表現を、デカルトは「私は間違っていた」 (fallebar) という表現に置き換えている (ibid. S.35)。この間違い (falsitas) をカントは「形式上の虚偽」と 呼ぶのである。 - なお、ここでデカルトは本来は「虚偽」を表す falsitas を「誤謬」(error, Irrtum) の意 味で理解している。これはカントが「形式上の虚偽」(formaliter falsch) と言うときにも同様である。しか し真偽は本来命題 (カントでは「判断」) に属し、この真偽を我々が取り違える (vewechseln) とき「誤謬」 が生じるのだから、「虚偽」(Falschheit, falsitas) と「誤謬」(Irrtum, Täuschung, error) とは厳密には区別 する必要がある。前者は命題に、後者は我々の判断作用に属するのである。第1省察冒頭で「何と多くの偽で あるものを真であると受け入れてきたことか」(quam multa [] falsa pro veris admisserim) と述べるとき、 あるいは『方法序説』で「真なるものを偽なるものから区別する術を学びたいという非常な熱望をいつも持 ち続けていた」(j'avais toujours un extrême désir d'apprendre à distinguer le vrai d'avec le faux) (S.10, vgl. auch S.2) と語るとき、デカルトはこの区別を正確に行なっている。「真偽」(vera/falsa; le vrai/le faux) は命題・観念に、「受け入れ」(admittere)「区別」(distinguer) は個別主観に判断作用とし て属するのである。カントについては以下を参照:"Das Gegentheil von der Wahrheit ist die Falschheit, welche, sofern sie für Wahrheit gehalten wird, Irrthum heißt. Ein irriges Urtheil - denn Irrthum sowohl als Wahrheit ist nur im Urtheile - ist also ein solches, welches den Schein der Wahrheit mit der Wahrheit selbst verwechselt." (53) Vgl. auch 386: "Ich werde hier nicht die Wahrheit dem Irrthum, sondern der Falschheit entgegen setzen. Das Thema der Wahrheit ist das Objekt."

^{20 73.} Vgl. auch R2696. なおこの点はプラトンにおいてはもっとはっきりと語られている。『テアイテトス』179b-c, 187b-188a;『国家』477e-478d;『メノン』97a-98a, 98d-99d;『饗宴』98d-99a.

²¹「先入見」(Vorurteil) について,この表現がよく使われる。Vgl. 75f., R2543, R2562; vgl. auch Meier, *ibid.*, § 172: 428f.)

て臆断に陥らないように努めなければならないのである。

第2段落の冒頭でカントは臆断に対して、「単なる仮象」(ein bloßer Schein) という烙印を捺す。しかし、これに対するカントの説明を見れば、この表現のもとに彼が理解しているのは主観的根拠と客観的根拠の取り違えであって、これは正確に言えば「仮象」というよりはむしる「誤謬」(Irrtum) あるいは「錯誤」(Täuschung) そのものである²²⁾。仮象は錯誤の誘因として働く主観的根拠がそれである。主観的根拠と客観的根拠の区別に充分注意が払われないとき、我々には前者が後者であるかのように「見える」(Es scheint uns ---) のであり、このとき主観的根拠は客観的根拠のように見えるものとして「仮象」(Schein) と呼ばれるのである²³⁾。ところで、更にこの仮象に欺かれて臆断に陥るとき、我々にはこの臆断が確信であるかのように見える。この意味で、臆断を「確信の仮象」(Schein der Überzeuung) (A783/B811)、あるいは「確実性の仮象」(Schein der Gewißheit, scheinbar giwiß) ²⁴⁾ と名づける

^{22 『[],} so folgt: daß der Irrtum nur durch den unbemerkten Einfluß der Sinnlichkeit auf den Verstand bewirkt werde, wodurch es geschieht, daß die subjektiven Gründe des Urteils mit den objektiven zusammenfließen, und diese von ihrer Bestimmung abweichend machen" (A294/B350f.). "Aller Irrthum entsteht, wenn wir subjective Gründe unserer Urtheile vor objective halten" (103). Vgl. auch RR2249, 2250, 2597. なお以下では「仮象」と「誤謬」が明確に区別され、その上で関係づけられている。"Der Wahrheit ist im Urteilen der Schein negativ entgegen gesetzt. Der Irrtum contrarie. Durch den ersten wird nichts bestimmt, durch den zweyten das Gegenteil" (R2134). "Das Vorwahrhalten des Falschen beruht auf dem Schein. [] Jeder Irrthum setzt einen Schein voraus." (R2254)

^{23 &}quot;Die subiective[n] Gründe der Urtheile, die vor objectiv genommen werden, sind Schein" (R2247). この種の仮象は「真理の仮象」 (Schein der Wahrheit) と呼ばれる。"Dieser Einfluß [gemeint: der der Sinnlichkeit auf das Urtheil] nämlich macht, daß wir im Urtheilen bloß subjective Gründe für objective halten und folglich den bloßen Schein der Wahrheit mit der Wahrheit selbst verwechseln. Denn darin besteht eben das Wesen des Scheins, der um deswillen als ein Grund anzusehen ist, eine falsche Erkenntniß für wahr zu halten." (54)

²⁴ これは「形式上の誤謬」と同様にメタレベルの仮象である。Vgl. auch: "Wenn die Erkenntnis scheinbar gewis ist, so heißt sie überredung." (R2452) "Eine ungewisse Erkenntnis, wenn sie vor ungewis gehalten wird, heißt Meinung; scheint sie gewis, so ist sie Überredung." (R2677) プラトンにおいて 「臆見」(doxa) や「信念」(pistis) が「臆断」,「確信の仮象」として理解されている場合がある。『テアイテ トス』179b-c; 『ゴルギアス』454b; 『メノン』82e, 84a-c 参照。デカルトの場合, カントの「臆断」(Überredung) に該当する言葉として、arbitrari と persuaderi が使われるが、その意味に揺れがあり、「臆断」に近 い意味で使われる場合と「確信」(Überzeugung) に近い意味で使われる場合とがある。前者の例としては、 感覚と外的事物との対応関係に関する承認を挙げることができる (vgl. auch Discours p.10: _j'apprenais à ne rien croire trop fermement de ce qui ne m'avait été persuadé que par l'exemple et par la coutume"; vgl. auch S.16)。 後者の例としては以下を参照。デカルトは第3省察で、全能の神はもし彼が欲するのなら 「私が精神の眼でこの上なく明証的に直観すると思う事柄についてすら誤るようにすることが容易にできる」 と述べた後で、この「精神の眼でこの上なく明証的に直観すると思う」(me puto mentis oculis quam evidentissime intueri) という表現を、「極めて明晰に認知すると私が思い込んでいる」(valde clare percipere arbitror) という表現に置き換え、そしてこのことを更に「私はそれらについて全く確信して しまう」(plane ab illis persuadeor) と言い換えている (S.36)。 Vgl. auch: _ratio persuadet" (S.39), suppono nullam adhuc intellectui meo rationem occurrere, quae mihi unum magis quam aliud persuadeat" (Med.4: S.59). Cum enim viderer ad multa impelli a natura, quae ratio dissuadebat" (Med.6: S.77). Vgl. auch: _assez persuadés de l'existence de Dieu et leur âme" (Discours, S.37). persuader の代りにassurerが使われる場合も多い (vgl. SS. 33, 36-39)。

ことができる。臆断が「仮象」であるとは、本来こう理解されるべきであって、第 2 段落のように「形式上の虚偽」(あるいは「形式上の誤謬」) と同義と理解すべきではない。なお、臆断においては臆断者にはそれが確信のように見える (仮象) というだけでなく、臆断者はそれを確信だと思ってしまう。そして、このことを彼は避けることができない。なぜなら、(1) 彼のうちには主観的には承認のための十分な根拠があり、しかも、(2) 彼はこれを客観的根拠と取り違えてしまっている (これがカントの言う「形式上の虚偽」、あるいは我々の表現では「形式上の誤謬」である) からである。この二要因が彼のうちにある限り、彼は臆断という留保なき断定を控えることも、それを止めることもできず、しかも多くの場合それに固執するのである²⁵⁾。臆断とはその概念からしてそもそもこういうものであり、だからこそ我々にとってこの上なく危険なものなのである。

Ⅲ 意見,信念,知識

1) 二分法と三分法

第5段落までの承認についてのカントの考察は臆断と確信という二分法に従って行われてきたが、第6段落では意見・信念・知識という三分法が採用される。そこで先ず二分法と(第 $1\sim5$ 段落)三分法(第6段落以降)の接点を確認しておきたい。(1) いずれも「承認」についての分類である。(2) 分類の基準としてはいずれにおいても、(a)「主観的-客観的」、(b)「充分-不充分」という基準が使われる。

しかし以下の重要な相違が両者には認められる。(3) 臆断と確信のうち確信は二分法においても三分法においても登場するが、臆断は二分法においてのみ登場し、三分法においては姿を消す。(4) 二分法では承認の「根拠」について言及されたが、三分法ではいくつかの例外はあるが²⁶⁾、殆ど言及されていない。主観的か客観的か、充分か不充分かが問われるのは前者では承認の「根拠」であったが、後者では承認そのものである。(5)「確信」は二分法では客観的にも充分な根拠を持ち万人に妥当する承認作用として理解されたが、三分法では、確かに第6段落の冒頭で「同時に客観的に妥当する」承認として認められてはいるが、この段落の最後では「主観的な充足性」(subjektive Zulänglichkeit) として捉え直され、「客観的充足性」である「確実性」(Gewißheit) に対置される。

まず (4) についての検討から始めよう。主観性、客観性については特に問題はない。承認

^{25 『}テアイテトス』158b-d, 166e-167b. 参照。

²⁶ 第13段落で自然神学的信念についてその「充分な根拠」(genugsamer Grund) ということが言われている。第16段落では、道徳的確実性が「(道徳的心情という) 主観的根拠 (subjektive Gründe) に基づく」と言われ、更に第18段落では、理性信仰は道徳的心情という前提 (Voraussetzung) の上に打ち建てられる (sich gründet)」と述べられている。

が客観的 (主観的) なのは、その根拠が客観的 (主観的) だからであり、これらの形容詞は承認にもその根拠にも同じように適用できる。しかし承認の根拠が充分 (不充分) であるということと、承認そのものが充分 (不充分) であるということとは別のことである。

『純粋理性批判』以外でも「根拠」への言及をしないまま承認の充分性(不充分性)が語られる場合がある(RR2459, 2465f., 2473)。しかし論理学講義では、次のように承認の根拠に言及した説明方式が目につく。「考えること、即ち主観的にも客観的にも充分でない認識根拠に基づく承認作用」(66)、「信じること、即ち客観的には不充分だが主観的には充分な根拠に基づく承認作用」(67)。「知ること。客観的にも主観的にも充分な認識根拠に基づく承認作用,即ち確実性」(70)。以下では、基本的にこの説明方式に従って、必要に応じて前の方式を参照しながら三分法の中身について検討していこう。

(5) について。第6段落では最後に確信について「同時に客観的にも妥当する」という点が否定されたように見えるが、そうでないことは第11段落の最初の文から分かる。そこでは「単なる臆断」と「確信」とを明確に区別することができるかどうかが問われているが、その際、後者が更に「主観的確信」(subjektive Überzeugung)と、客観的確信とに分けられている。そして後者は取り敢えず度外視し、差し当たり前者のみを取り上げ、その上で、承認は「単なる臆断なのか、それとも少なくとも(wenigstens)主観的確信、即ち堅い信念なのか」、両者を区別する実際的方法があるのか、と問われている。なお客観的確信とは、第6段落冒頭の「同時に客観的に妥当する確信」を指す。「同時に」(zugleich)と言われていることから明らかなように、それは主観的妥当性を初めから持ち、その上更に客観的妥当性をも持つのである。従って、我々はこう言うことができるであろう。客観的確信をカントは第1段落の他に第6段落冒頭および第11段落においても(つまり三分法においても)認めている。そして、これを有する承認として彼は「知識」を挙げるのである。

それに対して、第6段落の末尾近くで言われる「確信」はこれとは異なり、主観的充足性・妥当性として理解されている。ところで、この主観的妥当性・充足性については次の二通りの理解が可能である。(i) 一つは客観的妥当性を欠くものとして(つまり主観的妥当性のみを持つと)理解するか、(ii) それとも客観的妥当性の有無に関しては未規定のものとして理解するかである。前者は客観的確信と同レベルの種概念、その欠如態であり、後者はこれら種概念の上位類概念である。第10段落でカントが「主観的確信」と言っているものは「堅い信念」(festes Glauben)と置き換えられていることから明らかなように前者である²⁷⁾。それに対して、第6段落末尾近くの確信は後者を指すのではなかろうか。というのは、確信とは「主観的充足性」(subjektive Zulänglichkeit)を意味する、と述べられてはいるが、「単なる主観的充分性」とは述べられていないからである。更に、論理学講義でカントが客観的確信を「知識に

²⁷ Vgl. R2662: "der subiectiven Überzeugung, d.i. dem Glauben".

由来する確信」として捉えていることも参考になる²⁸⁾。「知識に由来する」(aus dem Wissen kommen) という表現は「知識に基づく」(auf dem Wissen beruhen) という表現に置き換えてもよいであろう。これはカントにおいて「確信」が客観的確信の場合も含めて一般に「知識」とは異なるものとして理解されていたであろうことを示唆している。客観的確信すら,根拠づけられるものとして、それを根拠づける知識から区別されているのである。第6段落末尾で言う「確信」はこの意味での確信一般を指すと解される。

次に確信と確実性の関係について。 72とR2454でカントは、確信を「論理的」(logisch)ないし「理論的」(theoretisch)確信と「実践的」(praktisch)確信とに分ち、後者は信念ないし道徳的理性信仰を表すとしている。ここで「論理的」あるいは「理論的確信」は上述の「客観的確信」、「実践的確信」は「主観的確信」の言い換えである。ここまでは特に目新しいことはない。ところが、次の説明によってカントは「確実性」についての基本テクスト第6段階での理解を踏み越えていく。即ち、そこでは確実性は専ら客観的充足性・妥当性として理解されていたが、今や「論理的確信」と「実践的確信」とを、前者は「客観が確かであること」(das Object ist gewiß)、後者は「私が確かである(確信する)こと(ich bin gewiß)」として捉え直すことによって、「確信」だけでなく「確実性」(Gewißheit)をも客観的と主観的とに分けるのである²⁹⁾。こうして、確信は主観的、確実性は客観的という基本テクスト第6段落の区分は単純にすぎたように見えてくる。

しかし必ずしもそうとは言えない。というのは「確か」(gewiß/sicher) という形容詞については、「私は確かだ(確信している)」(Ich bin gewiß/sicher) と言えるだけでなく、「それは確かだ」(Das ist gewiß/sicher) とも言えるから、確実性を「主観的確実性」と「客観的確実性」とに分け、そしてこの二種の確実性をそれぞれ主観に属する確実性、客観に属する確実性として理解することができる。しかし「確信」(Überzeugung、überzeugt) についてはそうはいかない。私は確信を持つことができるが(Ich bin überzeugt)、客観がそれを持つことはありえないからである。それは精々私を確信させる(überzeugend)ことができるだけで

²⁸ 70. Vgl. auch 72: "aus objectiven Gründen überzeugt". R2719: "Complete Gewisheit aus der deutlichen Erkenntnis des Zusammenhanges eines Urtheils mit seinen Gründen." 他に注41, 43, 45参照。

²⁹ R2696では確実性は「主観的な意味での確実性」(Gewisheit im subjectiven verstande) と「客観的な意味での確実性」(Gewisheit im objectiven) に分けられる。また基本テクスト第16段落では、「この信念を揺るがすものは何もありえないと私は確信する (ich [] bin sicher, daß [])」、第17段落では、「私は道徳的に確かである (ich bin moralisch gewiß)」 と言われている。これらの箇所では、論理学講義等と同様に、「確か」(gewiß) という言葉が主観的確実性(確信)の意味で使われている。なお、主観的確実性を表す言葉としては、gewißよりはsicherの方が使われる傾向がある (vgl. 95, 390, 394)。 デカルトの場合は「確信している」(assuré) がこれに相当する。下の注 44 参照。デカルトはまた第 3 省察の初めで次のようにも言っている。。illos [] cogitandi modos [] in me esse sum certus" (S.34f.)。Vgl. auch Austin, *ibid.* pp. 77-79, pp.99f. (訳書 pp.107-109, pp.145-148.)

ある。このように確信はあくまで主観に属するのであって、客観的確信といえども主観に属することには変わりなく、ただ主観に属しつつ同時に客観への妥当性を持つだけなのである。客観的確信は客観に「妥当する」(gelten) だけで、客観に「属する」(gehören) のではない。客観的確信はこのように、どこまでも主観に属しつつ、ただ客観的妥当性を持つことによって客観に結びつき、こうしてこの関係性において単なる主観性を超え出ていくのではあるが、客観へのこの関係そのものが主観の様態(modus)として主観に属するのである。この点に着目するとき、第6段落でカントがそうしているように、「確信」は如何に客観的であろうと、主観に属すものとして一般に「主観的妥当性・充足性」を持ち、それに対して「確実性」は知識に属するものとして本来「客観的妥当性・充足性」を意味する、と理解することができるのである300。

2) 臆断と意見, 信念との違い

「臆断」(Überredung) と「意見」(Meinen, Meinung) とが異なるのは明らかである。まず臆断について言えば、それは次の二つの基本的性格を持つものとして理解されていた。(1) それは主観的には充分な根拠からなされる。(2) この根拠はしかし客観的だと誤認される。ここに形式上の根本的錯誤がある。 それに対して、「意見」は第6段落で、次の基本性格において成り立つものとして理解されていた。(3) それは主観的にも客観的にも不充分な根拠に基づいている。(4) しかも意見の所有において我々はそれが客観的に充分でない、即ち客観的に充分な根拠に基づいていないことを自覚している³¹⁾。 この(4)が、意見が臆断と決定的に異なる点である。意見の所有において我々は臆断の場合とは違ってこの不充分性を、つまりそれが客観的妥当性・万人への妥当性に到達していないことを意識しているのである。

ところで上のことから、カントの言う「意見」がプラトンの「臆見」(doxa) とも異なるも

^{30 「}確信は、確実性をもつ知識に基づくとき客観的確信になる」と言えば、確信 (Überzeugung, conviction, assurance) と確実性 (Gewißheit, certainty, certitude) との関係を正確に規定したことになるだろう (注28参照)。オースティンは初めから確信を「私の側の事柄」(for my part) として知識から区別して論じている。Austin, ibid., pp.98-103. (訳書 pp.145-153.) デカルトについては注44参照。

³¹ 第6段落の次の説明を参照。「考えること [意見] は,主観的にも客観的にも不充分だと意識されている (ein mit Bewußtsein sowohl subjectiv, als objectiv unzureichendes) 承認 [の働き] である」。他に 66, 141を参照。 臆断との違いについては,以下を参照。 73: "Und so unterscheidet sie [gemeint: Überredung] sich denn auch von der Meinung, die eine ungewisse Erkenntniß ist, sofern sie für ungewiß gehalten wird." R2677: "Eine ungewisse Erkenntnis, wenn sie vor ungewis gehalten wird, heißt Meinung; scheint sie gewis, so ist sie Überredung." Vgl. auch 66f.: "Man muß erst meinen, ehe man annimmt und behauptet, sich dabei aber auch hüten, eine Meinung für etwas mehr als bloße Meinung zu halten. Vom Meinen fangen wir gröstentheils bei allem unserm Erkennen an. Zuweilen haben wir ein dunkles Vorgefühl von der Wahrheit, eine Sache scheint uns Merkmale der Wahrheit zu enthalten; wir ahnen ihre Wahrheit schon, noch ehe wir sie mit bestimmter Gewißheit erkennen."「意見」(Meinung, opinio) に対するカントのこの理解は、マイヤーから来ているようである。Vgl. Meiers Auszug aus der Vernunftlehre, § 181 (461).

のを指していることが明らかになる。カントにおいて Meinen とは、単に一定の臆見(客観的に充分な根拠を持たない承認)を私が持つことだけを意味するのではない。この不充足性を私は意識しており、しかもそう意識するが故に最終的な決断・断定を控え³²)、ただ暫定的(vorläufig)に(これには勿論、充分ではないが客観的に理由がある³³))一定の考え・意見を採用し(これは私の心の中で起こる)、そしてそれを人に伝えるのである。この伝達において、もし私が誠実(wahrhaft)であるとしたら、私は私の考えを私の意見・考えとして、一切の粉飾なしに表明するであろう。つまり、(1) それは意見・考えであって客観的に充分な根拠を持つものではないこと、そしてこの不充分性を私自身が自覚していることを相手に伝え、更には(2)この不充分性にも拘らず暫定的にではあるが私はそれを受け入れたこと、そうしたのは他ならぬこの私であって(私の意見)、従って私は何時でも求める人にその根拠を示す用意があることを相手に示すであろう。こういう精神の態度とその表示があって私は初めてカントの意味での「意見」を持ち、それを人に伝えることができるのである³4)。この点、それは「臆断」とは正反対のものなのである³5)。 それに対して、プラトンの「臆見」には確かに非臆断のなものも含まれてはいるが、上の条件が欠けており、従ってそれをカントの意味での「意見」と同一視することはできないのである。

では、信念についてはどうであろうか。それは主観的にのみ充分な (主観のうちにのみ充分な根拠を持つ)、主観的にのみ妥当する承認だとみなされている³⁶⁾。ところで、臆断について

³² Vgl. R2450: "Wissen und Glauben ist entschieden, Meinen unentschieden." 66: "Denn was ich bloß meine, das halte ich im Urtheilen mit Bewußtsein nur für problematisch". 66: "Das Meinen [] kann als ein vorläufiges Urtheilen [] angesehen werden". 74: "Ein vorläufiges Urtheil ist ein solches, wodurch ich mir vorstelle, daß zwar mehr Gründe für die Wahrheit einer Sache, als wider dieselbe da sind, daß aber diese Gründe noch nicht zureichen zu einem bestimmenden oder definitiven Urtheile, dadurch ich geradezu für die Wahrheit entscheide. Das vorläufige Urtheilen ist also ein mit Bewußtsein bloß problematisches Urtheilen." (「暫定的判断」である「意見」に対立する判断・承認は「規定的ないし確定的判断」bestimmendes oder definitives Urtheil と名づけられている。) Vgl. auch R2474, A587/B615.

³³ R2450 "[Vom Meinen] mehr gründe auf einer als andern seite haben (vermuthen)". Vgl. auch oben 74 und 463, 396Anm., 141.

 $^{^{34}}$ 言語表現としては、「p だ」ではなく、「私はp だと思う」にモディファイされる。前者は臆断、確信 (主観的、客観的)、そして知識のための表現形式である。 74 (注32参照) で言う「規定的ないし確定的判断」 (bestimmendes oder definitives Urtheil) はこれらを含むであろう。

³⁵ この点の理解が行き届いていないために「臆断」と「意見」とを混同した例としては以下を参照:Chandler, D.H., 》Kant's Exposition of "Fürwahrhalten" in "KrV" B848-850《, in: Akten des 5. Internationalen Kant-Kongresses 1981, Bonn 1982, pp. 642-652. 両者の区別が的確になされている例としては以下を参照:Hofmann, D.V., Gewißheit des Fürwahrhaltens: Zur Bedeutung der Wahrheit im Fluß des Lebens nach Kant und Wittgenstein, Berlin/ New York 2000, SS.132, 140, 144f., 146f. ("Reflektiertheit der Meinung", "der Modus der Offenheit und der Freiheit des Denkens"). ただし彼女の場合「確信」が意見,信念,知識をカバーするものとして理解されている (S.137f.) 点はカント理解として妥当ではないであろう。

³⁶ 信念と客観的妥当性との関係については以下を参照。"Glauben ist eine überzeugung, die subjectiv hinreichend ist, [], die sich also nicht allgemein mittheilen läßt." (R2459) Vgl. auch 66, 70, R2489.

もそう言われた³⁷⁾。では両者はただ名称の上でのみ異なるもの,あるいはその外延が重なり合うものなのであろうか。

第11段落でカントは、「単なる臆断」と「堅い信念」とを概念的に区別している。また、第12段落では「単なる意見」(bloß Meinung) と「強い信念」(starker Glaube) とを区別している。ということは、つまり信念にはその堅さや強さにおいて異なる程度があって、特に強く堅い信念を除いて、それ以外の信念は単なる臆断、単なる意見と異なるものではないということになるのだろうか。第11段落でのカントの叙述からはこの結論が出てくるように見える。

臆断するとき我々はその基礎に客観的に充分な根拠があると思い込み、そしてこの思い込みに基づいて事物について留保無しの断定を下すのだが、この断定・臆断が果たして確固たるものかどうか、その度合いを確かめる一つの方法として、カントが言うように、断定者に賭けをさせてみるのは有効な方法であろう。賭けの担保として差し出させるものが彼にとって大切なもの、かけがえのないものであればあるほど、彼の臆断は揺らぎ、その堅固さを失い、終には崩れ去り、「消え去ってしまう」(schwinden)であろう。これはもともと臆断の基礎・根拠が脆弱だったからである。この脆弱さに気づかないまま臆断者はそれを堅固だと錯覚し、それに基づいて種々の行動をしていたのである。ところで、これと同じことが凡て信念についても言いうるのではないか。実際カントはこの段落で、最初は臆断について語りながら途中で臆断を信念とみなし(これを「実用的信念」pragmatischer Glaubeと呼ぶ)、そこに種々の段階があると認めるのである。

しかし、第6段落でのカントの説明に帰って考えれば、信念とは少なくとも主観的には「充分な」もの、充分な根拠を持つものであったはずである。程度の差はあれ、容易にぐらつくようなもの(vgl. Abs. 15, 16: "wankend":)、「堅固さ」(Festigkeit, festiglich: Abs. 13, 14)を欠くものは、この名に値しないのではないのか。即ち「堅い信念」と言われているものをこそ、第6段落で言う「信念」は指すのではないのか。 だが、他方ではしかし、如何に堅固であろうと、主観的に充分な根拠を持つということだけでは、信念を臆断から区別することはできない、とカントは別の箇所で述べている³⁸⁾。信念に堅固なものとそうでないものとを区別することができるように、臆断についても確固とした揺るぎない、あるいは頑固な臆断と、そうでない臆断とを区別することができるであろう。従って、信念と臆断とがカントにおいて明確に区別されていると根拠を持って主張しうるためには、信念について別の徴標を探さなければならない。

 $^{^{37}}$ Vgl. Abs. 5: "Überredung kann ich für mich behalten [], kann sie aber und soll sie außer mir nicht geltend machen wollen."

³⁸ 第3段落の冒頭参照。そこでは「従って,主観が承認を,単に彼自身の心の現象としてのみ捉えている時には (wenn das Subjekt das Fürwahrhalten, bloß als Erscheinung seines eigenen Gemüts, vor Augen hat), 臆断は確かに主観的には確信から区別できない」と述べられていた。Vgl. auch 73.

「信念」について第6段落でカントはこう規定していた。「承認が単に主観的に充分であるだけで客観的には不充分だとみなされるときには、それは信 [信念、信仰] と呼ばれる」。ここで「みなされる」(gehalten werden)という表現が重要である。単にその根拠が主観的に充分なだけで客観的には不充分だというだけでは、信念を臆断から区別することはできない。両者の相違はただ客観的根拠の不充足性が自覚されているか否かという点に求めなければならない。信念においては、意見においてと同様、この自覚がなされている。他方、臆断においてはこの自覚が全くなされていない。そこでは客観的根拠が不充分ないし皆無であるにも拘らず、我々は十分にあると妄想し(sich einbilden)、留保なき断定へと走るのである。そしてこの妄想が何ゆえ起こるかと言えば、我々のうちにある主観的根拠が客観的根拠だと誤認されるからである。このような誤認・錯誤がカントの言う「信念」にはない。ここでは主観的根拠と客観的根拠は明確に区別され、十分なのは主観的根拠「だけ」(nur)39)で、客観的根拠は不充分だということが明瞭に意識されている400。

IV 充足性と必然性

これまで我々は知識と信念の妥当性・充足性を扱ってきた。しかしカントにおいて、知識と信念には「必然性」(Notwendigkeit) も認められている。ただし『純粋理性批判』の基本テクストの部分では余り承認の「必然性」について語られていない。知識については第5段落と第7段落で1回ずつ出てくるだけである。第1段落で確信は「万人に妥当する」ものとして規定されたが、第5段落でこの確信に対応する判断が、「万人に必然的に妥当する判断」(ein für jedermann notwedig gültiges Urteil)として捉えられる。第7段落では、悟性の原則の「普遍性と必然性」について語られる。

信念については道徳的理性信仰に関してのみ必然性が認められる。「実用的信念」についてカントは「単に偶然的」だとし(Abs.10)、神と来世に対する自然神学的信念 これを彼は

 $^{^{39}}$ 第14段落でカントはこれに「客観的観点からの慎み」(Bescheidenheit in objektiver Absicht) という名称を与えている。なお、ウッドもハイムゼートも信念のこの主観性を軽く扱い、道徳的理性信仰を念頭に置きながらではあるが、信念に安易に「万人への妥当性」を認めている。前者の場合は、臆断と対比される「確信」を「信念」に読み替えることによって (op. cit. S.776)、そして両者とも、第11段落の「端的に、そして万人にとって充分」(schlechthin und für jedermann zureichend) という表現に基づいて。Heimsoeth、op.cit. S.785; Wood、A.W., Kant's moral religion (1970)、S.14f. しかしこれらの解釈はミスリーディングである。道徳的理性信仰は確かに特別な信念ではあるが、信念の一般的性格である主観性を免れるものではない(注36参照)。ただ、その主観性がある特別なものであるというだけである。その「主観的妥当性」の内実については後ほど検討するであろう。

⁴⁰ Vgl. auch 67Anm.: "Es [gemeint: Glauben] ist eine Art des mit Bewußtsein unvollständigen Fürwahrhaltens". 141: "Aller *Glaube* ist nun ein subjectiv zureichendes, objectiv aber *mit Bewußtsein* unzureichendes Fürwahrhalten". 信念は従って、表現形式としては、臆断のように「pだ」という断定形式ではなく、「私はpだと信じる」というモディファイされた形式を取る。

「理説的信念」(doktrinaler Glaube) と呼ぶ についても、一方ではそう信じる「充分な根拠」(genugsamer Grund) があり「私は確固として何らかの神を信じる (festiglich glauben)と言われうる」と述べ、更には、「この信念を自然神学は必然的に (notwendig) 至るところで産み出さざるを得ない」とまで述べている (Abs. 13)。しかし最終的にはこの信念を揺るぎないものと認めることは拒否している (Abs. 15)。 それに対して、道徳的信念 (信仰) については、それを「必然的な信念」(notwendiger Glaube) として捉え (Abs. 10)、その「端的な必然性」(schlechterdings nothwendig) を認めて (Abs. 16)、こう述べる。「私は神の存在と来世を信じざるを得ない (unausbleiblich glauben) であろう、そしてこの信念を揺るがすものは何もありえない (nichts wankend machen könnte) ということを私は確信する (ich bin sicher)。というのは、そういうことがあるとすれば私の倫理的原則そのものが崩れ去ってしまうであろうから」(ibid.)。

基本テクスト中で承認の必然性について触れられている箇所はこれだけである。具体的例として挙げられているのは悟性の普遍的原則と道徳的理性信仰だけであり、しかもそれぞれにおいて「必然性」が何を意味するのか、また承認の充足性・妥当性とどう関係するのかといった点についてカントは充分な説明をしていない。 これがなされるのは、論理学講義とそれに関連して彼が残したメモ等においてである。以下、これらを見ながら知識と信念の必然性について考察してみよう。そのために先ず知識についてカントの語るところに耳を傾けてみよう。

1)確実性と充足性

上で指摘したようにカントは論理学講義の、我々のテーマにとって非常に重要である序論の或る箇所 (70)で、知識を「主観的にも客観的にも充分な根拠に基づく承認」として表していた。しかし、実はこれに先立つ部分で (序論 第2段落)、承認について『純粋理性批判』とは異なる視点からその規定を試みている。この箇所は非常に重要な箇所なので、そのまま翻訳してみよう。

「承認には一般に二種あり、確実な承認と不確実な承認とがある。確実な承認、つまり確実性は必然性の意識と結びついているが、それに対して不確実な承認、つまり不確実性は偶然性の意識、つまり反対の可能性と結びついている。後の承認は更に、主観的にも客観的にも不充分か、それとも客観的には不充分ではあるが主観的には充分であるか、このいずれかである。前者は意見と呼ばれるが、後者は信念と名づけられなければならない。」(66)

『純粋理性批判』方法論では、意見から始め、信念を通って知識に至るという道筋で承認の分類が試みられたが、上の箇所ではカントは承認を「確実な (gewiß) 承認」と「不確実な (ungewiß) 承認」に分けることから説明を始め、そして前者は直ちに「必然性の意識」

(das Bewußtsein der Nothwendigkeit) を,後者は「偶然性の意識」(das Bewußtsein der Zufälligkeit) を伴うものとして把握される⁴¹⁾。なお必然性と偶然性の意味は,前者は反対の不可能性⁴²⁾,後者はその可能性というように純粋に論理的な理解がなされている。そしてこの後で漸く両者のうち偶然的な,即ち不確実な承認の分類が試みられ,そのためここでも「充分・不充分」「主観的・客観的」という例の分類基準が持ち出される。 ところで,これらの基準と不確実性との関係について,上の文章でカントは明らかに不確実な承認は凡て(主観的であれ客観的であれ)何らかの不充足性を含むと理解している。その上で,不充足性が主観的かつ客観的である場合と,ただ客観的(主観的には充分)である場合とに分け,前者の場合の承認を「意見」(Meinung),後者の場合のそれを「信念」(Glaube) と呼んでいる。

しかるに「不確実な承認は凡て何らかの不充足性を含む」という命題は、「不充足性を全く含まない承認は確実である」という命題と等値であり、従ってこの命題(対偶)もカントは認めているということになる。では後者の逆、つまり「確実な承認は不充足性を全く含まない」という命題はどうであろうか。カントはこれをも認めているであろうか。基本テクストの第7段落で、悟性のア・プリオリな諸原則についてそれらは「普遍性と必然性」、「従って全き確実性」を持つとカントは主張しているが、この「全き確実性」(völlige Gewißheit)43)という表現は確実性にも程度・段階があるとカントが考えていたことを示唆しているように思われる44)。しかし、このように確実性に段階があるとすれば、その最高の段階にある「全き確実性」

⁴¹ Vgl. R2465: "Gewisheit: obiectiv nothwendig vorwahrhalten, Welches, wenn es zugleich subiectiv ist, Überzeugung ist." なお, 66で言う「不確実」(ungewiß)は,通常のドイツ語の用法と異なり,単に「確実」(gewiß)の否定 (nicht gewiß)を意味するのみで,その反対対当(「疑わしさ」)を意味するものではないことに注意する必要がある。 Vgl. Prauss, G., Einführung in die Erkenntnistheorie, Darmstadt 1980, S.80f.

 $^{^{42}}$ Vgl. R2459: "Die Gewisheit ist die Nothwendigkeit des Vorwahrhaltens, das nemlich das Gegentheil uns unmöglich ist im Urtheile zu setzen."

⁴³ Vgl. R2719 (注28参照)。他に注45も参照。 141Anm. では道徳的理性信仰についてこの言葉が使われている。"Zur Festigkeit des Glaubens gehört das Bewußtsein seiner Unveränderlichkeit. Nun kann ich völlig gewiß sein, daß mir niemand den Satz: Es ist ein Gott, werde widerlegen können". Vgl. auch 72: "Das complete Fürwahrhalten aus subjectiven Gründen". 「全面的に確か(確信している)」entièrement assuré という表現はデカルトも使う(Discours, S.38)。なお以下の表現も参照。「もっと確か」plus assurés (S.37)、「充分な確信」assez persuadés (ibid.)、「実際的な確信」assurance morale (ibid.)、「我々を確信させる根拠」 raison qui nous assurât (S.39)。これらの表現では、「確か」(assurés, persuadés, assurance)とは主観の確信を表す。それに対して、以下の表現は客観の確実性(certitude)を表す。「形而上学的確実性」certitude métaphysique (S.38)、「凡ての人が幾何学の論証に帰する、あの大きな確実性」cette grande certitude, que tout le monde leur attribue (S.36)。これらの箇所で、デカルトは「確信」(assurance, assuré、場合によっては persuadé)と「確実性」(certitude)とを表現上区別しており、この区別はカントの区別(「確信」Überzeugung ないし「主観的確実性」subjektive Gewißheit と「(客観的)確実性」Gewißheit)にほぼ対応している。注30、41参照。

⁴⁴ R2655では、確信 (ここでは客観的確信も含まれている) について、同様の考えが述べられている。"Es vermehret sich die Überzeugung, wenn man die Zweifel, die wider eine Wahrheit können gemacht werden, selber hervor sucht und auflöst." Hierzu vgl. Meier, *ibid.* § 178 (452).

を持つ承認については「不充足性を全く含まない」⁴⁵⁾ ということは間違いなく言えようが、それより低い段階の確実性しか持たない承認については、たとえそれが如何に「確実」と称されようと、何らかの不充足性を含んでいるように見える。つまり「確実」だからと言って「不充足性を全く含まない」とは言えないように思える。こうして、一方で「不充足性を全く含まない承認は確実である」という命題はカントによって認められているが、しかしその逆、「確実な承認は不充足性を全く含まない」は認められていない、と取りあえず理解することができる。

2) 理論的充足性と実践的充足性

しかし、最終的にそう判断してよいかどうかは、ここでは未決定に止めておかなければなら ない。というのは、「充足性」の意味がまだ充分に解明されていないからである。そこで充足 性に理論的と実践的の二種があることに注目しよう。「充足的である」あるいは「充分である」 とは,何か目指されているもの,あるいは目指すべきもの (目標) があって⁴⁶⁾, しかもそれを 達成するのに何ら欠けるところがないことを意味する。ところで目標としては、実践的なもの と理論的なものとが掲げられうる。カントが論理学講義の序論で挙げている認識の完全性(真 理性, 普遍性, 判明性, 確実性など) は後者の意味で目標になりうる。また基本テクストの第 6段落冒頭では、承認作用の目標として「同時に客観的に妥当する確信」(客観的確信)が掲 げられ、そしてこれとの関連で承認の「三つの段階」(drei Stufen)、即ち「意見」「信念」 「知識」が挙げられていた。知識はこの階梯の最後の段階,従って承認の目標であり,この目 標に到達したとき承認は始めて単なる主観的確信・妥当性ではない客観的確信・妥当性、万人 への妥当性を獲得する。知識が目指されているということは、承認のこの妥当性が目指されて いるということである。知識においてはこの目標が達成されているのであり、そして、この 「達成されている」ということの故に、知識は(主観的には勿論のこと)客観的にも「充分な」 承認と名づけられるのである。それに対して、意見も信念もこの目標に照らして見るとき「不 充分な承認」と規定される他ないのである。この種の充足性・不充足性を、「理論的充足性」 「理論的不充足性」(theoretische Zureichendheit/Unzureichendheit) と呼ぶことができるで

⁴⁵ 次の表現を参照:「客観的根拠の絶対的充足性」(absolute Zulänglichkeit objectiver Gründe) (73, R2493).

⁴⁶ Vgl. 60: "Die Hinlänglichkeit der Merkmale ist aber so gut wie ihre Wichtigkeit nur in einem relativen Sinne zu bestimmen, in Beziehung auf die Zwecke, welche durch ein Erkenntniß beabsichtigt werden." ここで言う「目標」(Zweck),従って「充足性」(Hinlänglichkeit) は理論的でも実践的でもありうる。徴標(Merkmal)は事物を「認識し」(erkennen),それらを相互に「区別する」(unterscheiden) ためにあるが(vgl. auch 60, R2308),これらは何らかの関心(Interesse)を前提にしており,この関心が理論的であるか実践的であるかによって理論的にも実践的にもなりうるのである。なお 67Anm. で語られる商人の例は、「行為のために」(zum Handeln) と言われているように、実践的関心に基づいている。

あろう 47)。第6段落で言われている承認の充足性・不充足性はこの意味に理解されなければならない。なお知識がこの客観的充足性・妥当性を持つのは、その根拠が(1)客観的 (objektiv) であり,且つ(2)承認の客観的妥当性をもたらすのに充分(充分な根拠)であるからである。 それに対して,信念の主観的充足性については,次のように言うことができるであろう。信念は主観的妥当性を持つ,即ち,信念においては主観的妥当性が実現している 48)。ここで「実現している」と述べたが,「達成されている」と言い換えてもよい。というのは,客観的確信が得られない場合にも「せめて(wenigstens)主観的確信」(Abs. 11)だけでも我々は得たいのであり,これを我々は無意識のうちにも目指している。この目標が信念においては達成されているのである。このように主観的妥当性という目標を「達成している」という意味で信念は「主観的充足性」を持つのである。ところでこの達成は我々のうちにそれを可能にした根拠,「主観的原因」を持つであるう。この根拠・原因は信念・主観的確信を生み出すのに「充分な」原因・根拠であるだろう 49)。このように信念についても我々はその「理論的充足性」(ただし主観的)を,知識の場合と類比的に二重の意味で考えることができるのである。

しかし、信念についてはもう一つ別の充足性が問題になる。基本テクスト第11段落でカントは「単なる臆断」と「主観的確信」とを区別する実際的方法として「賭け」(Wetten)を挙げていた。ここで彼が述べていることを要約・敷衍すれば以下のようになる。賭けを行なう前には、自分の承認(これをカントはこの個所で臆断とも信念とも表現する)の妥当性に自信を持っていた人も、賭けるものの価値が高まれば高まるほど、この自信がぐらつき(wankend)(vgl. Abs. 15f.)、それが実は「堅い信念」(festes Glauben)ではなく「単なる臆断」にすぎなかったことに気づかざるをえなくなる。この事態を指してカントはこう表現する。賭けの前

⁴⁷ Hierzu vgl. 74: "[], daß aber diese Gründe [des vorläufigen Urtheils] noch nicht zureichen zu einem bestimmenden oder definitiven Urtheile, dadurch ich geradezu für die Wahrheit entscheide." デカルトも以下の表現で理論的充足性を考えている。"satis perspicue intuebar, ut vera esse affirmarem" (Med.3, S.36), "Quae rationes, an satis firmae sint, jam videbo" (S.38), "Quae omnia satis demonstrant me" (S.39), "satis perspicue cognoscuntur" (Med.4, S.59), "satis clare et distincte percipio"(ibid.), "jam fuse demonstravi illa omnia quae clare cognosco esse vera" (Med.5, S.65), "assez persuadés" (Discours, S.37). 目指されているのは明晰判明性という理論的完全性である。

⁴⁸ R2499 では、次のように言われている。「信念は従って、単に主観的に打ち建てられた承認 (ein blos subjectiv gegründetes fürwahrhalten) である」。 Vgl. auch R2450: "Wissen und Glauben ist entschieden, Meinen unentschieden." A587/B615: "Wenn uns aber nichts treibt, uns zu entschließen, []". 394: "Objectiv ist jede Erkenntniß entweder falsch oder nicht; es giebt kein drittes. Aber die subjective Erkenntniß kann entweder wahr oder falsch, oder weder wahr noch falsch seyn. Sie kann weder gewisse Merkmale der Wahrheit noch der Falschheit haben d.i. ungegründet seyn. Eine Erkenntniß die unsicher oder ungegründet ist nach logischen Gesetzen kann gegründet genug seyn nach praktischen Gesetzen." なお,論理学講義でカントは信念のこの特質を,承認の「実然性」 (assertorisch) という表現で表そうとする (66)。

⁴⁹ Vgl. Abs. 12: "genugsamer Grund zu einem [] Glauben".

には我々はその「臆断」が「充分な」(genug) ものだと思っていたが、「我々の信念は そこまでは充分ではないということを」(daß unser Glaube so weit nicht zulange) 認めざる を得なくなる,と。ここで「充分」とか「不充分」とは,我々の信念が,自分にとって価値の あるものを失う危険性を犯してまで賭けをする、つまりこういう「行動」(Handlung) (vgl. Abs. 10) を取るほど充分堅固ではないということを意味している。ここでは信念の 「堅固さ」(Festigkeit, festiglich) (Abs. 13,14), その「程度」(Grad) (Abs. 11) が, しか も特定の行動との結びつきにおいて問題となっている。即ち、我々がある特定の行動を起こす ために、あるいはそれをしようと決意するために、当該の信念が充分な「根拠」50) として機 能しうるか否かが問われている。前のように、信じるために充分な根拠が主観のうちにあるか どうかが問われているのではなく、既に主観のうちに持たれている信念が、行動ないし 決意のための充分な根拠⁵¹⁾, 堅固な基礎になりうるか否かが問われているのである。信念は前 者においては我々が無意識のうちに求めている目的である⁵²⁾。それに対して,後者においては それは行動ないし決意のための手段であり、そしてそれは多くの場合堅固でなければならな い⁵³⁾, 少なくとも容易にぐらつくようなものであってはならない。 信念に属するこの充足 性を我々は「実践的充足性」(praktische Zureichendheit/Zulänglichkeit) と呼ぶことができ るであろう。カントが基本テクストの第10,11段落で「実用的信念」(pragmatischer Glaube) について問題にしている充足性はこの種の充足性である。道徳的理性信仰についてもやがてこ

⁵⁰ 基本テクスト第9 段落で、「偶然的信念」(「実用的信念」)について、「それは一定の行動のために手段を実際に使う場合その根底に存している (zum Grunde liegt)」と述べられている。

 $^{^{51}}$ $68\mathrm{Anm}$.では,自然神学的信念について,「行動するのに充分」 $(\mathrm{genug}\ \mathsf{zum}\ \mathsf{Handeln})$ と言われている。

⁵² 信じることが目指されているという点に着目し、なぜ我々は信じることを目指す(欲する)のかと問うと き、そしてその根拠(根本的動機)として何らかの実践的関心が突き止められるとき、信念の理論的充足性は この動機との関連で実践的充足性に転化する可能性がある。これは知識に関しても同様である。知識を求め る我々の衝動の根本に実践的関心が認められるとき、この関心との連関で知識の充足性は実践的充足性とし て理解可能になるであろう。Hierzu vgl. Descartes, Discours: "acquérir une connaissance claire et assurée de tout ce qui est utile à la vie" (S.4); "Et j'avais toujours un extrême désir d'apprendre à distinguer le vrai d'avec le faux, pour voir clair en mes actions, et marcher avec assurance en cette vie" (S.10; vgl. auch S.14)。 なお我々が信念の所有を目指すことの「根拠」(根本的動機) は本文で述べた 「信念の根拠」とは異なるものである。というのは同じく「根拠」と言われているが,後者は信念の根拠では あっても信念を我々が求めることの根拠ではないからである。それは「なぜ君はそれを信じるのか」(Warum glaubst du das?; Why do you believe that?) という問いに対する答えになりうるものであり (vgl. Austin, ibid., p.77f.; 訳書 p.107), そしてこの答えとしては、オースティンが述べるように客観的根拠・証拠 (ただ し充分な根拠) を挙げることもできるのである (Austin, ibid. pp.78, 81; 訳書 pp.108, 114)。それに対して, 前者の根拠はそもそも我々が信念を求めることの原因(動機)であり、これは我々のうちにしかありえない。 58 デカルトは「堅固」を、「確実」と同様に知識の属性として理解する。以下を参照。 bâti, qui fut solide, sur des fondements [] fermes" (Discours, S.9); "Et remarquant que cette vérité: je pense, donc je suis, était si ferme et si assurée, que toutes les plus extravagantes suppositions des sceptiques n'étaient pas capables de l'ébranler, [] " (ibid. S.32); "[], si quid aliqando firmum et mansurum cupiam in scientiis stabilire; (Med.1, S.17).

れが問題になるであろう。

3)確実性と必然性

論理学講義で承認の理論的目標としてその「確実性」が掲げられていた。ただし「全き確実性」とそうでない確実性というように、確実性に段階を設ける場合には、承認が目指す確実性は全き確実性、あるいは少なくともそれに匹敵する確実性でなければならないであろう。これをカントは、「必然的」(notwendig) という新しい様相概念をその承認論に導入することによって、明確に規定しようとする。このタームは、論理学講義序論第9章の2段落で、「反対(否定)が不可能」と言う意味で理解された上で、知識に対してのみ適用されていた。この必然性を第3段落では「論弁的必然性」(apodiktisch) と言い換えた上で、カントは次のように述べる。

「というのは、単に私が考えるだけのものを、私は単に蓋然的なものとみなし、そう意識する。信じるものを私は実然的とみなすが、ただしこれは客観的にというのではなく、ただ主観的に必然的なもの(ただ私に妥当するだけのもの)としてそうするだけである。最後に、知っているものを私は論弁必然的に確実、即ち普遍的かつ客観的に必然的(凡ての人に妥当する)とみなす。ただしこれは、この確実な承認が関係するところの対象そのものが、たとえ単に経験的な真理にすぎない場合であってもそうであるが。」(66)

ここでは、前の段落では知識にのみ認められていた「必然性」が「主観的必然性」(subjectiv nothwendig) と「普遍的かつ客観的な必然性」(allgemein und objectiv nothwendig) とに分けられることによって、信念に対しても前者の形でその使用が容認され、他方、反対(否定)が不可能であると言う意味での「論弁必然的確実性」(apodiktisch gewiß) は後者の必然性と置き換えられる。そしてこの必然性を知識は一般に、従って経験的知識もそれが知識である限りは持つと主張される。

ところで、二種類の必然性は取りあえず「主観的必然性」と「客観的必然性」として理解することができるであろうが(vgl. R2450)、必然性に二種あるということは、反対の不可能性にも二種があるということ、つまり反対(否定)が客観的に不可能な場合と単に主観的に不可能であるにすぎない場合とがあるということになるであろう。カントの言う「論弁的必然性」は前者を指すと解される。

従って、知識とはその否定が客観的に不可能な承認だということになる。これは上の文章で言う「普遍的かつ客観的に必然的な(凡ての人に妥当する)」allgemein und objectiv nothwendig (für Alle geltend) 承認と別のものではない。つまり知識とは、万人への普遍的・客観的妥当性を持ち、その否定が客観的に不可能な、そしてこの意味で客観的に必然的な承認

だということになる⁵⁴⁾。 それに対して信念とは、その否定が主観的にのみ不可能 (客観的には可能) であり、従って主観的にのみ必然的で主観的にのみ妥当する承認だということになる⁵⁵⁾。

ところで、上のように論理学講義で(66)カントは客観的必然性・否定不可能性を「知識」一般の本質的規定として、従って経験的知識にも、それが「知識」である限りでは認めている。しかし彼は『純粋理性批判』では一貫して経験的認識の必然性を否定し、その偶然性を主張していた(例えば A2f、B4f、A737/B765)。そしてこの、それ自体は偶然的で何らの必然性を持たない我々の経験的認識に磐石の基盤を提供し「その確実性」(ihre Gewißheit)(B5)を根底から支えるものとして悟性のア・プリオリな原理があると主張し、その基礎づけを試みたのであった。しかし、仮にカントのこの試みの当否については不問に付して、取りあえずそれを受け入れるとしても、否定が不可能という意味での必然性が悟性のア・プリオリな原理のみならず我々の経験的知識にまで帰属するということは、そこから帰結しない。にも拘らずカントはこれを論理学講義で認めようとしている。しかし、これは『純粋理性批判』における彼の考えに矛盾するのではないか。もしそうでないとしたら、経験的知識の持つ「必然性」をカントは一体どのようなものとして理解していたのであろうか。そしてこの「必然性」に我々は如何にして辿り着きうると考えていたのであろうか。(未完)

⁵⁴ こうしてカントにおいては知識の普遍妥当性、客観的妥当性、客観的充足性、客観的必然性は凡て置き換え可能だとみなされる。Vgl. 387: "Das Urtheil was allgemeingültig ist, betrifft die Wahrheit. Denn ein Urtheil welches nothwendigerweise vor alle gilt: stimmt mit dem Object überein". R2450: "(logisch) obiectiv ist das Vorwahrhalten nothwendig (zulänglich), welches aus Grunden (die communicabel sind), die unabhangig von der Beschaffenheit des subiects sind, die Wahrheit bestimmt.".

⁵⁵ R2596では、「信念」の代わりに「確信」と言われている。 "Die Nothwendigkeit des Vorwahrhaltens ist, wenn sie subiectiv ist, Überzeugung, obiectiv: Gewisheit." R2450では「信念には主観的充足性 (subiective sufficientia) だけでなく、主観的必然性 (subiective Nothwendigkeit) も属する」と述べられている。Vgl. auch R2661: "Man muß nicht blos die Ungewisheit, sondern auch die Unzulänglichkeit, folglich unzuläßigkeit der Entscheidung einsehen." これらの箇所では「充足性」と「必然性」(ないし「確実性」)とが、従ってまた「不充足性」と「偶然性」(ないし「不確実性」)とが概念上はっきりと区別されている。(この区別は必要である。充分条件と必要条件との違いを考えれば当然である。なお「充分な徴標」zureichendes Merkmal と「必然的な徴標」notwendiges Merkmal については 60, R2308を参照。)この区別の上でカントはR2450で、信念は主観的には充足性と必然性(確実性)の両方を有すると主張しているのである。次の文も同様である。"Ein zureichend vorwahrhalten [ist] überzeugung. Ist es (praktisch) subiectiv nothwendig: Glauben (Wetten), ist es (logisch) obiectiv nothwendig: Wissen (Schwören)" (R2450).